

令和7年度 環境負荷低減対策支援事業 <研修受講料補助金>

燕市内中小企業者の事業活動に伴い、大気中に排出される揮発性有機化合物の排出抑制を推進するため、市内中小企業者が指定機関で受講する資格認定講習受講料の一部を補助します。

■ 対象要件

- ① 市内に事業所を有している中小企業者もしくは小規模事業者（従業員20名以下）
- ② 以下の機関で開催される資格認定講習を受講するもの

指定機関	資格認定講習
一般社団法人 産業環境管理協会	公害防止管理者等資格認定講習
一般社団法人 新潟県労働衛生医学協会	有機溶剤作業主任者講習
一般社団法人 新潟県労働衛生医学協会	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

■ 対象経費・補助割合等

・対象経費

指定講習の受講料（消費税を除く）

・補助金支給割合

① 小規模事業者：1／2

② 中小企業者（①以外）：1／3

■ 提出書類

- ・補助金交付申請書

※各講習1事業所につき2名まで

※補助金額は1,000円未満切り捨て

※必要に応じてヒアリング及び現地調査を行います。

■ 申請期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※予算が上限に達した時点で受付は終了

■ 挥発性有機化合物（トリクロロエチレン）を取り巻く現状

トリクロロエチレンは低濃度であっても長期間にわたる暴露により発がん等の健康影響をきたす懸念のある物質ですが、燕市は金属加工の盛んな地域であることから脱脂及び研磨剤の除去のための洗浄剤としてトリクロロエチレンを使用する事業所が多く立地しています。

そのため、法令等に基づいて排出抑制に取り組んだとしても、大気中濃度が環境基準を超過してしまうおそれがあります。

このような状況を防ぐためには、法令等の規制を受けない事業所を含め全ての事業所が排出抑制の取り組みを自主的に実施することで、大気中濃度の低減を図る必要があります。

■ お問い合わせ ■

燕市役所 産業振興部 商工振興課 産業支援係（3階23番窓口）

TEL:0256-77-8231 FAX:0256-77-8306 MAIL:shoko@city.tsubame.lg.jp



その他支援制度については、別紙制度概要 もしくは燕市ホームページをご覧ください。